様式第４号

（別紙）申請書の７の欄（法第４条の場合は申請書の６の欄）その他参考となる事項

|  |
| --- |
| 建築条件付売買予定地に係る申出書 |
| １　特定建築条件付売買予定地として農地転用許可を受けるための要件　⑴　当該土地について、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該転用事業者又は当該転用事業者が指定する建設業者（建設業者が複数の場合を含む。⑵において同じ。）と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね３月以内）に建築請負契約を締結することを約すること。　⑵　⑴の転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、⑴の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。　⑶　転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。２　農地転用許可を受けるに当たり遵守する事項　⑴　農地転用許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。）が完了するまでの間、当該許可の日から３月後及びその後１年ごとに当該工事の進捗状況を報告するとともに、当該工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。　⑵　転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後に行うこと。ただし、当該土地の宅地造成後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の確認を受けなければならないものについては、同条第４項の確認済証の交付を受けた後に当該土地を土地購入者に引き渡すことができるものとする。この場合において、確認済証の交付を受ける前に土地代金の決済は行わないこと。　⑶　⑴及び⑵のほか、農地転用許可に付した条件を履行すること。　⑷　住宅等の建設を行うために農地転用許可を受けたにもかかわらず、住宅等の建設を行わず造成した土地を放置し、又は必要な許可を受けずに転売しないこと。　⑸　関係法令を遵守すること。 |
| 　　　　年　　月　　日付け農地転用許可申請に係る転用事業は、上記１の要件を満たすものであることに相違ありません。また、当該許可を受けるに当たり、上記２に掲げる事項を遵守することを確約いたします。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日＊　転用事業者　　住所又は主たる事務所の所在地　　　　　　　　氏名又は法人の名称及び代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |